

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示

鳥取県税条例第二百二十八条第一項に規定する関係書類の一部改正(税務課)

字の区域の変更(地方課)

字の区域の変更等(〃)

肥料の登録の更新(農業改良課)

土地改良法による換地処分(二件) (農村整備課)

森林病虫害等防除法による松くい虫の駆除命令(二件)
(造林課)

松くい虫被害対策特別措置法による特別伐倒駆除命令(〃)

保安林の指定予定(〃)

保安林の指定の解除予定(〃)

県道の区域の決定(二件) (道路課)

県道の区域の変更(〃)

県道の供用の開始(三件) (〃)

〃

告 示

鳥取県告示第七百九十七号

昭和五十五年九月鳥取県告示第七百五十号(鳥取県税条例第二百二十八条第一項に規定する関係書類について)の一部を、次のように改正する。

昭和六十三年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

狩猟者登録税 申告書		年 月 日
氏 名	郵便番号	□□□□-□□
職 名	住 所	氏 名
下記のとおり申告します。		
狩猟者登録番号	種 類	免 許 年 月 日
狩 猟 免 許 番 号	甲・乙・丙	年 月 日
登 録 の 区 分	1 放鳥獣猟区の外に係る登録 2 1の登録を受けている者が受ける県下全域に係る登録 3 1及び2以外の登録	

を

狩猟者登録税納付書

職氏名殿	年 月 日
下記のとおりに納付します。	住 所
狩猟者登録番号	氏 名
狩猟免許種類	登録の区分
甲・乙・丙	1 故鳥獣猟区のみに係る登録 2 1の登録を受けている者が受ける県 下全域に係る登録 3 1及び2以外の登録

改める。

鳥取県告示第七百九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、中山町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による八重地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

に

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年五月二十日現在の地番による。）
八重字野際	八重字野際の全域 八重字上野際七四の一の一部、七五の一部及びこれらと一体をなす国有地 八重字中垣山七七二の五の一部
八重字上野際	八重字上野際のうち七四の一の一部、七五の一部、八四の三の一部、八四の四の一部、八四の五、八五の三、八七の一、八七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 八重字向畑八八の一部、八九の一部、九〇から九二まで、九二次一、九三、九三次一、九四、九五の一部及びこれらと一体をなす国有地 八重字中垣山七六八の三の一部、七六九の一、七六九の三の一部、七七〇の二の一部、七七〇の五の一部、七七〇の八、七七〇の九、七七〇の一〇の一部、七七〇の一二、七七五の二
八重字向畑	八重字上野際八四の三の一部、八四の四の一部、八四の五、八五の三、八七の一、八七の二及びこれらと一体をなす国有地 八重字向畑のうち八八の一部、八九の一部、九〇から九二まで、九二次一、九三、九三次一、九四、九五の一部、九九の一の一部、一〇二の一部、一〇二次一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 八重字中垣一〇一の一、一二二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一二四の一と一体をなす国有地 八重字出口山七六六の一部、七六七の一の一部、七六七の四 八重字中垣山七六八の一の一部、七六八の三の一部、七六八の四の一部、七六八の六及びこれらと一体をなす国有地

八重字中垣	八重字中垣のうち二二〇の一、二二二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二二四の一と一体をなす国有地以外の区域
八重字下後山	八重字下後山の全域 八重字上後山二一九の一部、二二〇、二二二の一部、二二〇から二二三までの一部、二二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二三の二と一体をなす国有地の一部
八重字上後山	八重字上後山のうち二一九の一部、二二〇、二二二の一部、二二〇から二二三までの一部、二二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 八重字上屋敷二五一、二五二、二五三の二、二五四の四、二五五、二六一の一部、二六二の一部
八重字上屋敷	八重字上屋敷のうち二五一、二五二、二五三の二、二五四の四、二五五、二六一の一部、二六二の一部以外の区域
八重字陳場	八重字陳場のうち七三八から七四〇まで、七四二及び七四一の四、七四三と一体をなす国有地の一部以外の区域
八重字出口山	八重字向畑九九の一の一部、一〇二の一部、一〇二次の一部及びこれらと一体をなす国有地 八重字出口山のうち七六六の一部、七六七の一の一部、七六七の四以外の区域
八重字中垣山	八重字上野際七五の一部及びこれらと一体をなす国有地

八重字中垣山のうち七六八の一の一部、七六八の三の一部、七六八の四の一部、七六八の六、七六九の一、七六九の三の一部、七七〇の二の一部、七七〇の五の一部、七七〇の八、七七〇の九、七七〇の一〇の一部、七七〇の一二、七七二の五の一部、七七五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第七百九十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による上阿毘縁地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十二年十一月九日現在の地番による。）
阿毘縁字上ミ鬼ケ平	阿毘縁字上ミ鬼ケ平のうち五四から五六までの一部、五八の一の一部以外の区域
	阿毘縁字宮ノ谷山六二の一の一部、六二の二の一部
	阿毘縁宮ノ谷八五の一の一部、八六の一部

阿毘縁字宮ノ谷山	阿毘縁字宮ノ谷山のうち六二の一の一部、六二の二の一部以外の区域	阿毘縁字楨ヶ原一〇八の一の一部
阿毘縁字宮ノ谷	阿毘縁字宮ノ谷のうち八五の一部、八六の一部、一〇五の一部、一〇六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 阿毘縁字上ミ鬼ヶ平五四から五六までの一部、五八の一部	阿毘縁字宮ノ谷山六二の一の一部 阿毘縁字楨ヶ原一〇七の一の一部、一〇七の二、一〇七の三、一〇八の一の一部、一〇八の三の一部 阿毘縁字宮ノ谷法院屋鋪一三〇の一の一部、一三一の一部及びこれらと一体をなす国有地 阿毘縁字宮ノ谷尻花木ノ坪一三三の一の一部、一三三の二、一三四の一の一部、一三四の二、一三四の三、一三五の一部及びこれらと一体をなす国有地 阿毘縁字反中河原一四七の二、一四七の三、一四八の一の一部、一四八の二、一四八の三、一四九の一の一部、一四九の二、一五〇及びこれらと一体をなす国有地 阿毘縁字宮ノ前砂田一五一の一、一五一の二、一五二の一から一五二の四まで、一五三、一五四の二、一五四の三の一部、一五五の二、一五五の三、一五五の四の一部、一五五の五の一部及びこれらと一体をなす国有地
阿毘縁字楨ヶ原	阿毘縁字楨ヶ原のうち一〇七の一の一部、一〇七の二、一〇八の一の一部、一〇八の三の一部、一〇九の一の一部以外の区域	阿毘縁字楨ヶ原のうち一〇七の一の一部、一〇七の二、一〇七の三、一〇八の一の一部、一〇八の二、一〇八の三、一〇九の一の一部、一〇九の二、一〇九の三、一〇九の四、一〇九の五、一〇九の六、一〇九の七、一〇九の八、一〇九の九、一〇九の十、一〇九の十一、一〇九の十二、一〇九の十三、一〇九の十四、一〇九の十五、一〇九の十六、一〇九の十七、一〇九の十八、一〇九の十九、一〇九の二十、一〇九の二十一、一〇九の二十二、一〇九の二十三、一〇九の二十四、一〇九の二十五、一〇九の二十六、一〇九の二十七、一〇九の二十八、一〇九の二十九、一〇九の三十、一〇九の三十一、一〇九の三十二、一〇九の三十三、一〇九の三十四、一〇九の三十五、一〇九の三十六、一〇九の三十七、一〇九の三十八、一〇九の三十九、一〇九の四十、一〇九の四十一、一〇九の四十二、一〇九の四十三、一〇九の四十四、一〇九の四十五、一〇九の四十六、一〇九の四十七、一〇九の四十八、一〇九の四十九、一〇九の五十、一〇九の五十一、一〇九の五十二、一〇九の五十三、一〇九の五十四、一〇九の五十五、一〇九の五十六、一〇九の五十七、一〇九の五十八、一〇九の五十九、一〇九の六十、一〇九の六十一、一〇九の六十二、一〇九の六十三、一〇九の六十四、一〇九の六十五、一〇九の六十六、一〇九の六十七、一〇九の六十八、一〇九の六十九、一〇九の七十、一〇九の七十一、一〇九の七十二、一〇九の七十三、一〇九の七十四、一〇九の七十五、一〇九の七十六、一〇九の七十七、一〇九の七十八、一〇九の七十九、一〇九の八十、一〇九の八十一、一〇九の八十二、一〇九の八十三、一〇九の八十四、一〇九の八十五、一〇九の八十六、一〇九の八十七、一〇九の八十八、一〇九の八十九、一〇九の九十、一〇九の九十一、一〇九の九十二、一〇九の九十三、一〇九の九十四、一〇九の九十五、一〇九の九十六、一〇九の九十七、一〇九の九十八、一〇九の九十九、一〇九の百
阿毘縁字鬼ヶ平	阿毘縁字鬼ヶ平のうち一一四の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域	阿毘縁字楨ヶ原のうち一〇七の一の一部、一〇七の二、一〇七の三、一〇八の一の一部、一〇八の二、一〇八の三、一〇九の一の一部、一〇九の二、一〇九の三、一〇九の四、一〇九の五、一〇九の六、一〇九の七、一〇九の八、一〇九の九、一〇九の十、一〇九の十一、一〇九の十二、一〇九の十三、一〇九の十四、一〇九の十五、一〇九の十六、一〇九の十七、一〇九の十八、一〇九の十九、一〇九の二十、一〇九の二十一、一〇九の二十二、一〇九の二十三、一〇九の二十四、一〇九の二十五、一〇九の二十六、一〇九の二十七、一〇九の二十八、一〇九の二十九、一〇九の三十、一〇九の三十一、一〇九の三十二、一〇九の三十三、一〇九の三十四、一〇九の三十五、一〇九の三十六、一〇九の三十七、一〇九の三十八、一〇九の三十九、一〇九の四十、一〇九の四十一、一〇九の四十二、一〇九の四十三、一〇九の四十四、一〇九の四十五、一〇九の四十六、一〇九の四十七、一〇九の四十八、一〇九の四十九、一〇九の五十、一〇九の五十一、一〇九の五十二、一〇九の五十三、一〇九の五十四、一〇九の五十五、一〇九の五十六、一〇九の五十七、一〇九の五十八、一〇九の五十九、一〇九の六十、一〇九の六十一、一〇九の六十二、一〇九の六十三、一〇九の六十四、一〇九の六十五、一〇九の六十六、一〇九の六十七、一〇九の六十八、一〇九の六十九、一〇九の七十、一〇九の七十一、一〇九の七十二、一〇九の七十三、一〇九の七十四、一〇九の七十五、一〇九の七十六、一〇九の七十七、一〇九の七十八、一〇九の七十九、一〇九の八十、一〇九の八十一、一〇九の八十二、一〇九の八十三、一〇九の八十四、一〇九の八十五、一〇九の八十六、一〇九の八十七、一〇九の八十八、一〇九の八十九、一〇九の九十、一〇九の九十一、一〇九の九十二、一〇九の九十三、一〇九の九十四、一〇九の九十五、一〇九の九十六、一〇九の九十七、一〇九の九十八、一〇九の九十九、一〇九の百
阿毘縁字宮ノ谷法院屋鋪	阿毘縁字宮ノ谷法院屋鋪のうち二二六、一二七の一部、一二八の一の一部、一二八の二の一部、一三〇の一の一部、一三一、一三二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	
阿毘縁字反中河原	阿毘縁字反中河原のうち一七四の二、一四七の三、一四八の一の一部、一四八の二、一四八の三、一四九の一の一部、一四九の二、一五〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 阿毘縁字宮ノ谷一〇五の一の一部、一〇六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 阿毘縁字鬼ヶ平一一四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部	
阿毘縁字宮ノ前砂田	阿毘縁字宮ノ前砂田のうち一五一の一、一五一の二、一五二の一から一五二の四まで、一五三、一五四の二、一五四の三の一部、一五五の二、一五五の三、一五五の四の一部、一五五の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 阿毘縁字田中向宮ノ脇一六二、一六三、一六五 阿毘縁字口田一七五、一七六の一、一七六の二、一八二の一及びこれらと一体をなす国有地	
阿毘縁字田中向宮ノ脇	阿毘縁字田中向宮ノ脇のうち一六二、一六三、一六五以外の区域	

阿毘縁字口田	阿毘縁字口田のうち一七五、一七六の一、一七六の二、一八二の一、一九三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
阿毘縁字大平井 手下タ	阿毘縁字大平井手下タのうち二三八の一の一部以外の区域 阿毘縁字大平井手下タのうち二四七及びこれと一体をなす国有地以外の区域 阿毘縁字大平井手下タのうち二三八の一の一部 阿毘縁字小谷道東二六三の一の一部、二六三の二の一部、二六七の一部
阿毘縁字小谷道 東	阿毘縁字小谷道東のうち二五六の二から二五六の五までの一部、二五七の二、二六三の一の一部、二六三の二の一部、二六七の一部並びに二五七の二、二五八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
阿毘縁字小谷	阿毘縁字小谷のうち三二五の二、三二六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二八〇の二七、三五二、三五三の一、三五三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 阿毘縁字小谷道東二五七の二並びに二五七の二、二五八の二と一体をなす国有地の一部
阿毘縁字大谷川 東	阿毘縁字大谷川東のうち三五九の一部並びに三五九と一体をなす国有地の一部以外の区域 阿毘縁字小谷道東二五六の二から二五六の五までの一部 阿毘縁字小谷三二五の二、三二六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三五二、三五三の二と一体をなす国有地の一部 阿毘縁字大谷奥新田四〇五の一部、四〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地
阿毘縁字大谷	阿毘縁字大谷のうち三六二の一、三六二の二五と一体をなす国有地の一部以外の区域
阿毘縁字大谷奥 新田	阿毘縁字大谷奥新田のうち四〇三の一部、四〇五の一部、四〇六、四〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 阿毘縁字小谷二八〇の二七、三五三の一と一体をなす国有地の一部 阿毘縁字大谷三六二の一、三六二の二五と一体をなす国有地の一部
阿毘縁字大谷川 西	阿毘縁字口田一九三の一の一部及びこれと一体をなす国有地 阿毘縁字大平井二四七及びこれと一体をなす国有地 阿毘縁字大谷川東三五九の一部並びに三五九と一体をなす国有地の一部 阿毘縁字大谷奥新田四〇三の一部、四〇六の一部、四〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地 阿毘縁字大谷川西の全域 阿毘縁字畑ノ上ミ後廣ノ上エ四五三の二の一部
阿毘縁字畑ノ上 ミ後廣ノ上エ	阿毘縁字畑ノ上ミ後廣ノ上エのうち四五三の一の一部、四五三の二の一部、四五四の一部、四五五から四七一まで、四七五、四七六、四七七、四七八、四七九の二、四八〇、四八二、四八四、四八五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
阿毘縁字口田ノ 向山ノ神フロノ 上エ	阿毘縁字口田ノ向山ノ神フロノ上エのうち四〇九から四九九まで、五〇〇の一、五〇〇の二、五〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
阿毘縁字寺ノウ 子ノ後口	阿毘縁字寺ノウ子ノ後口のうち五〇五の一部、五〇七の一

<p>阿毘縁字寺ノウ 子下タ洞ラコ</p>	<p>阿毘縁字寺ノウ子下タ洞ラコのうち五〇九、五一三、五一四の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、五〇八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>阿毘縁字寺ノ前</p>	<p>阿毘縁字寺ノ前のうち五七八の一部、五七九の一部、五八三から五八五まで、五八六の二の一部、五八六の二の一部、五八七から五八九まで並びに五八六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>阿毘縁字後田高 畦</p>	<p>阿毘縁字後田高畦ノ上エ四六四の一部、四六五の一部、四六八から四七一までの一部、四七五の一部、四七六の一部、四七七、四七八、四七九の二、四八〇、四八二、四八四、四八五及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>阿毘縁字後田高 畦ノ上エ</p>	<p>阿毘縁字後田高畦ノ上エ六一〇、六一一の二、六一二の二、六一三、六一四の一部、六一五の一部、六一六、六一七、六一八の一部、六二二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>阿毘縁字後田高 畦ノ上エ</p>	<p>阿毘縁字後田高畦ノ上エ六一〇、六一一の二、六一二の二、六一三、六一四の一部、六一五の一部、六一六、六一七、六一八の一部、六二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>阿毘縁字後田宮ノ前</p>	<p>阿毘縁字後田宮ノ前のうち六三三の一部、六四一の一部、六四四の一部、六四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>阿毘縁字後田高 畦ノ上エ</p>	<p>阿毘縁字後田高畦ノ上エ六一一の一部、六二〇から六二二までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>阿毘縁字後田宮ノ前</p>	<p>阿毘縁字後田宮ノ前のうち六三三の一部、六四一の一部、六四四の一部、六四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>		

<p>阿毘縁字藪ノ前</p>	<p>阿毘縁字後田次郎太</p>	
<p>阿毘縁字藪ノ前のうち六五五の一部以外の区域 阿毘縁字寺ノ前五七八の一部、五七九の一部、五八三から五八五まで、五八六の一の一部、五八六の二の一部、五八七から五八九まで並びに五八六の二と一体をなす国所有地の一部 阿毘縁字後口田尻り寺田五九〇の一、五九〇の二、五九三と一体をなす国所有地の一部 阿毘縁字後田次郎太六五〇の二、六五一、六五二の二及びこれらと一体をなす国所有地</p>	<p>阿毘縁字後田次郎太のうち六四八の一部、六四九、六五〇の二、六五一、六五二の二及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域 阿毘縁字後口田尻り寺田五九〇の一から五九〇の三まで、五九三、五九四、五九五の一、五九五の二及びこれらと一体をなす国所有地の一部 阿毘縁字後田仲田五九六の一、五九六の二、五九八の一の一部、五九八の二、五九九の一の一部、五九九の二の一部、五九九の三、五九九の四の一部、六〇〇、六〇一の一の一部及びこれらと一体をなす国所有地 阿毘縁字後田宮ノ前六四一の一部、六四四の一部、六四五の一の一部、六四五の二の一部及びこれらと一体をなす国所有地 阿毘縁字山口下モ小屋六七七の一部、六九九の一部、七〇〇の一部、七〇〇の二の一部、七〇一の一部及びこれらと一体をなす国所有地</p>	<p>阿毘縁字山口下モ小屋六九八の一部、六九九の一部、七〇〇の一の一部、七〇一の一部、七〇二、七〇三、七〇三第一、七〇四の一部及びこれらと一体をなす国所有地 阿毘縁字後田宮ノ谷井手上エ七二〇から七二四まで、七二五の一部、七二八の一部、七一九、七二〇から七二二までの一部、七二五の一部及びこれらと一体をなす国所有地</p>
<p>阿毘縁字山口ノ上ミ小屋</p>	<p>阿毘縁字後田宮ノ谷井手上エ</p>	<p>阿毘縁字山口下モ小屋</p>
<p>阿毘縁字山口ノ上ミ小屋のうち七六三、七七四の一と一体をなす国所有地の一部以外の区域 阿毘縁字釜ヶ谷八五七の一部、八五八の一部</p>	<p>阿毘縁字後田宮ノ谷井手上エのうち七二〇から七二四まで、七二五の一部、七二八の一部、七一九、七二〇から七二二までの一部、七二五の一部及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域</p>	<p>阿毘縁字山口下モ小屋のうち六五八の二、六六一の二、六六四から六六六までの一部、六六七の一部、六七一の一部、六九八の一部、六九九の一部、七〇〇の一、七〇〇の二、七〇一の一部、七〇二、七〇三、七〇三第一、七〇四の一部及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域 阿毘縁字後田次郎太六四八の一部、六四九</p>
<p>阿毘縁字若宮ノ前一〇八四と一体をなす国所有地の一部</p>	<p>阿毘縁字山口ノ向又四田一〇四一の一から一〇四一の四までの一部、一〇四二の一の一部、一〇四二の二から一〇四二の四まで及びこれらと一体をなす国所有地 阿毘縁字脇田一〇七八の一部、一〇七九の一の一部、一〇七九の二、一〇八〇の一部、一〇八三の一部及びこれらと一体をなす国所有地並びに一〇七九の一、一〇八三と一体をなす国所有地の一部 阿毘縁字若宮ノ前一〇八四と一体をなす国所有地の一部</p>	<p>阿毘縁字山口下モ小屋六五八の二、六六一の二、六六四から六六六までの一部、六七一の一部及びこれらと一体をなす国所有地 阿毘縁字釜ヶ谷尻道下タ八〇九の一、八〇九の二、八一〇、八一〇の一、八一〇の二、八一二、八一三の二、八一三の三、八一四の二、八一四の三の一部及びこれらと一体をなす国所有地 阿毘縁字山口ノ向又四田一〇四一の一から一〇四一の四までの一部、一〇四二の一の一部、一〇四二の二から一〇四二の四まで及びこれらと一体をなす国所有地 阿毘縁字脇田一〇七八の一部、一〇七九の一の一部、一〇七九の二、一〇八〇の一部、一〇八三の一部及びこれらと一体をなす国所有地並びに一〇七九の一、一〇八三と一体をなす国所有地の一部 阿毘縁字若宮ノ前一〇八四と一体をなす国所有地の一部</p>

<p>阿毘縁字金ヶ谷</p>	<p>阿毘縁字金ヶ谷尻道下タのうち八〇九の一、八〇九の二、八一〇、八一の一、八一の一、八一の二、八一の三、八一の三、八一の四の二、八一の四の三の一部、八一の五の一部、八一七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 阿毘縁字山口ノ上ミ小屋七六三、七七四の一と一体をなす国有地の一部 阿毘縁字金ヶ谷尻道下タ八一五の一部、八一七の一部及びこれらと一体をなす国有地 阿毘縁字空小屋八七九の二、八八〇、八八一、八八六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 阿毘縁字林ヶ谷尻八九一の一部、八九四から八九七までの一部、八九八、八九九の一部、九〇〇の一部、九〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>阿毘縁字金ヶ谷 尻道下タ</p>	<p>阿毘縁字夏ヶ谷尻一〇〇五の一部、一〇〇七、一〇〇八、一〇〇九の一部、一〇一〇、一〇一一の一部、一〇一二の一部、一〇一三の一部、一〇一四の一部、一〇一五の一部、一〇一六と一体をなす国有地の一部 阿毘縁字カズカンナ一〇一六と一体をなす国有地の一部 阿毘縁字下モカジ鉄穴一〇三二の一部 阿毘縁字下モカジ鉄穴下タ河バタ一〇三四の一部、一〇三五の一部、一〇三九の一部、一〇四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>								
<p>阿毘縁字中鉄穴</p>	<p>阿毘縁字中鉄穴アナ内のうち九七三の一部、九七四の一部、</p>	<p>阿毘縁字上ミ夏ヶ谷</p>	<p>阿毘縁字上ミ夏ヶ谷のうち九三二の一部、九三三、九三四と一体をなす国有地以外の区域 阿毘縁字夏ヶ谷尻一〇〇五の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一〇〇五、一〇〇七と一体をなす国有地の一部 阿毘縁字下モ夏ヶ谷一〇〇四の三の一部</p>	<p>阿毘縁字雨堤尻</p>	<p>阿毘縁字雨堤尻の全域 阿毘縁字上ミ夏ヶ谷九三二の一部、九三三、九三四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>阿毘縁字梨子木谷</p>	<p>阿毘縁字梨子木谷のうち九〇七の二の一部、九〇七の三、九〇七の四、九〇七の六の一部以外の区域</p>	<p>阿毘縁字林ヶ谷</p>	<p>阿毘縁字林ヶ谷尻のうち八九一の二の一部、八九四から八九七までの一部、八九八、八九九から九〇一までの一部、九〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九〇二と一体をなす国有地の一部以外の区域 阿毘縁字上ミ夏ヶ谷九三四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 阿毘縁字夏ヶ谷尻一〇〇五の一部、一〇〇六及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>阿毘縁字空小屋</p>	<p>阿毘縁字空小屋のうち八七九の二、八八〇、八八一、八八六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>アナ内</p>	<p>九七五の一部、九八三の一部、九八三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九七四と一体をなす国有地以外の区域 阿毘縁字下モ夏ケ谷九八四の一部、九八五から九八七まで、九八八の二、九八九の二、九九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 阿毘縁字カズカンナ一〇一六の一部 阿毘縁字中鉄穴ノ下モ一〇二〇の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>阿毘縁字下モ夏ケ谷</p>	<p>阿毘縁字下モ夏ケ谷のうち九八四から九八七まで、九八八の二、九八九の二、九九〇、九九一の一、九九一の二、九九二の一部、九九四の一部、九九五、九九九、一〇〇〇、一〇〇四の四から一〇〇四の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに九九二、九九三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>阿毘縁字中鉄穴ノ下モ</p>	<p>阿毘縁字中鉄穴ノ下モのうち一〇二〇の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 阿毘縁字中鉄穴アナ内九七三の一部、九七四の一部、九七五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九七四と一体をなす国有地の一部 阿毘縁字カズカンナ一〇一六の一部及びこれと一体をなす国有地 阿毘縁字下モカジ鉄穴一〇二七の一部、一〇二八の一部、一〇二九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>阿毘縁字下モカジ鉄穴</p>	<p>阿毘縁字下モカジ鉄穴のうち一〇二七の一部、一〇二八の一部、一〇二九の一部、一〇三二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 阿毘縁字中鉄穴アナ九八三の一部、九八三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>阿毘縁字山根ノ前阿弥陀免</p>	<p>阿毘縁字下モ夏ケ谷九八四の一部、九九〇の一部、九九一の二、九九二の一部、九九四の一部、九九五及びこれらと一体をなす国有地並びに九九二、九九三と一体をなす国有地の一部 阿毘縁字夏ケ谷尻一〇〇九の一部、一〇一一の一部、一〇一二の一部、一〇一三の一部、一〇一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇〇九、一〇一一と一体をなす国有地の一部 阿毘縁字カズカンナ一〇一五、一〇一六の一部及びこれらと一体をなす国有地 阿毘縁字下モカジ鉄穴下タ河バタ一〇三四の一部、一〇三五の一部、一〇三六、一〇三七、一〇三八の一、一〇三八の二の一部、一〇三九の一部、一〇三九の二の一部、一〇四〇の一部、一〇四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>阿毘縁字山根ノ前阿弥陀免</p>	<p>阿毘縁字山根ノ前阿弥陀免のうち一〇五四の一部、一〇五七、一〇五八の一、一〇五八の二、一〇六二の一、一〇六四の一、一〇六四の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一〇六四の五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>阿毘縁字上ハ鉄穴</p>	<p>阿毘縁字上ハ鉄穴のうち一〇六六の一部、一〇六九、一〇七〇の三の一部、一〇七七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇七七と一体をなす国有地の一部以外の区域 阿毘縁字山根ノ前阿弥陀免一〇五四の一部、一〇五七、一〇五八の一、一〇五八の二、一〇六二の一、一〇六四の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 阿毘縁字脇田一〇七八の一部、一〇八二の一部、一〇八三の一部及びこれらと一体をなす国有地 阿毘縁字宮ノ前一〇八六の一部、一〇八七の二の一部</p>	<p>阿毘縁字上ハ鉄穴</p>	<p>阿毘縁字上ハ鉄穴のうち一〇六六の一部、一〇六九、一〇七〇の三の一部、一〇七七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇七七と一体をなす国有地の一部以外の区域 阿毘縁字山根ノ前阿弥陀免一〇五四の一部、一〇五七、一〇五八の一、一〇五八の二、一〇六二の一、一〇六四の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 阿毘縁字脇田一〇七八の一部、一〇八二の一部、一〇八三の一部及びこれらと一体をなす国有地 阿毘縁字宮ノ前一〇八六の一部、一〇八七の二の一部</p>

<p>阿毘縁字辻堂ノ 上ミ道下タ</p>	<p>前阿毘縁字若宮ノ</p>	<p>阿毘縁字脇田</p>
<p>阿毘縁字山根ノ前阿弥陀免一〇六四の二の一部及びこれと 一体をなす国有地並びに一〇六四の二と一体をなす国有地 の一部 阿毘縁字若宮ノ前一〇八六、一〇八八と一体をなす国有地 の一部 阿毘縁字辻堂ノ上ミ道下タの全域</p>	<p>阿毘縁字若宮ノ前のうち一〇八六の一部、一〇八七の二の 一部並びに一〇八四、一〇八六、一〇八八と一体をなす国 有地の一部以外の区域 阿毘縁字山根ノ前阿弥陀免一〇六四の二の一部及びこれと 一体をなす国有地の一部 阿毘縁字上ハ鉄穴一〇六六の一部、一〇七〇の三の一部及 びこれらと一体をなす国有地 阿毘縁字脇田一〇八〇の一部、一〇八二の一部、一〇八三 の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>阿毘縁字脇田のうち一〇七八の一部、一〇七九の二の一部 一〇七九の二、一〇八〇の一部、一〇八二、一〇八三及び これらと一体をなす国有地並びに一〇七九の二と一体をな す国有地の一部以外の区域 阿毘縁字藪ノ前五五の一部 阿毘縁字下モカジ鉄穴下タ河バタ一〇三八の二の一部、一 〇三九の二の一部、一〇四〇の二の一部及びこれらと一体 をなす国有地 阿毘縁字山口ノ向又四田一〇四一の二から一〇四一の四ま での一部、一〇四一の五及びこれらと一体をなす国有地 阿毘縁字上ハ鉄穴一〇六九、一〇七〇の三の一部、一〇七 七及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇七七と一体を なす国有地の一部</p>

<p>廃止する字の名 阿毘縁字田中尻河原田、阿毘縁字宮ノ谷尻花木ノ坪、阿毘 縁字後田仲田、阿毘縁字後口田尻リ寺田、阿毘縁字夏ヶ谷 尻、阿毘縁字カズカンナ、阿毘縁字下モカジ鉄穴下タ河バ タ、阿毘縁字山口ノ向又四田</p>				
<p>鳥取県告示第八百号 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条の規定に基づき、 次の肥料の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告 示する。 昭和六十三年八月三十日 鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>				
<p>登録番号</p>	<p>肥料の種類</p>	<p>肥料の名称 (保証成分量 パーセント)</p>	<p>その他 の規格</p>	<p>生産業者の名 称及び住所</p>
<p>鳥取県 第五〇三号肥料</p>	<p>乾燥菌体 水産乾燥菌 体ベレット</p>	<p>窒素全量七・〇 りん酸全量 五・〇</p>	<p>公定規格 のとおり</p>	<p>社団法人境港 水産加工污水 処理公社 境港市昭和町 二一九</p>
<p>鳥取県 第五〇六号</p>	<p>水産乾燥菌 体肥料三号</p>	<p>窒素全量六・〇 りん酸全量 五・〇</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>鳥取県 第五〇四号 質肥料</p>	<p>混合有機 水産混合有 機質肥料</p>	<p>窒素全量四・〇 りん酸全量 一三・〇</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>昭和六十五年 四月二十二 日</p>	<p>昭和六十六 年六月三十 日</p>	<p>昭和六十五 年四月二十 二日</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>

鳥取県告示第八百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、中山町が行う土地改良事業に係る八重地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る上阿毘緑地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百三号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項一号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

示す。

昭和六十三年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

昭和六十三年九月十九日から昭和六十四年二月二十八日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第八百四号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

昭和六十三年九月十九日から昭和六十四年二月二十八日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について航空機を利用して行う薬剤による防除を行うこと。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫除防員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第八百五号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条の第一項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第二項において準用する森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

昭和六十三年九月十九日から昭和六十四年二月二十八日まで

二 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

三 その他必要な事項

- 1 二に掲げる措置については、森林害虫除防員の指示に従うこと。
- 2 二に掲げる措置について破砕を行う場合においても、枝条は焼却すること。破砕については、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあつては、十五ミリメートル）以下となること。

3 二に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る松林の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第八百六号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

気高郡鹿野町大字鹿野字寺谷奥西平二五四六の二、字ス、谷二五四七の一から二五四七の三まで、二五四八の一、二五四八の二、大字鷲峰字古佛谷二、三の一、三の六、四から七まで、八の一、字會下谷五一の一、五一の二、七三、八三の一、八三の二、八四、九二、九六の四、九六の六から九六の一四まで、九六の一六から九六の二〇まで、九六の二二から九六の四四まで、九六の四七、一〇七から一〇九まで、一一一、一一二

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町豊房字浅平二〇五四の二（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

八頭郡佐治村大字中字三王谷三一〇の一、三一〇の五、三一〇の六、字四萬谷上三〇七の四から三〇七の八まで、三〇七の一〇、三〇七の一二、字四万谷一二九の三、一二九の四、一二九の七、一二九の一、一二九の一四、一二九の一五、一二九の一七、一二九の一八、一二九の二一、一二九の二五、一二九の三六、一二九の三七、字後口畑一一

六の一、一一〇の二、一一〇の五、一二四の一

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、八頭地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百七号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市夜見町字砂浜二 三〇九六の一・三〇九六の二〇(以上二筆に

ついて、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十三年八月三十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
俵原青谷線	東伯郡三朝町大字俵原字屋敷谷五二地先から同大字菅原二九〇一―一地先まで	四・七〇 二〇・六二 二二・〇〇	〇	〇

鳥取県告示第八百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和六十三年八月三十日から二週間鳥取県土木部道路
課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
郡家鹿野気 高線	気高郡気高町大字勝見字乗御前口六 一五―二地先から同町新町二丁目一 四四地先まで	二二・八 三・八・五	二二三・〇

鳥取県告示第八百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和六十三年八月三十日から二週間鳥取県土木部道路
課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	一七・〇 二五・〇	二二〇・〇
福部鳥取線	鳥取市吉方温泉三丁目七五九 地先から同町八六〇地先まで	変更後	二三・〇 二七・〇	二二〇・〇

鳥取県告示第八百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、
次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和六十三年八月三十日から二週間鳥取県土木部道路
課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
俵原青谷線	東伯郡三朝町大字俵原字屋敷谷五二 地先から同大字菅原二九〇―一 地先まで	昭和六十三年八月三十 日

鳥取県告示第八百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十三年八月三十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区	間	供用開始の期日
郡家鹿野気高線	気高郡気高町大字勝見字乗御前口六一五―二地先から同町新町二丁目一四四地先まで		昭和六十三年八月三十一日

鳥取県告示第八百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十三年八月三十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区	間	供用開始の期日
福部鳥取線	鳥取市吉方温泉三丁目七五九地先から同町八六〇地先まで		昭和六十三年八月三十一日